

たにい ブログ・フォト日記

広報紙15日号で毎月、市HP <http://www.city.munakata.lg.jp/>に掲載している市長ブログを紹介しています。

■問い合わせ先
秘書政策課秘書担当 ☎(36)0890



3月11日、地島の椿まつりに参加しました。晴天にも恵まれ、久しぶりに泊地区から約40分かけて椿ロードを歩き、まつり会場の豊岡地区まで行きました。

宗像三女神を祭る厳島神社にお参りした後、やぶ椿を楽しみながら遠見山(標高186m)から見える沖ノ島の展望を期待して山を登りました。残念ながらモヤのため沖ノ島を見ることはできませんでしたが、青々と雄大に広がる大海原に満足し、会場に向かいました。

まつり会場では、地元の小学生や幼稚園児の踊りや演奏、生ワカメのつかみどりや鮮魚のたたき売りなど、島ならではの催しが盛りだくさん。島外から約800人の参加があり、大いににぎわいました。

漁業が盛んな地島。特に、地島近海の浅瀬で太陽の光を浴び、玄界灘の荒波にもまれた良質な天然ワカメは、今年も3月に宗像大社を通して、皇室へ献上されました。

地島名物の椿ごはんや、島民全員が参加するまつりの開催などのおもてなしに心から感謝し、地島を後にしました。



子どもたちの笑顔に元気をもらいました

平成29年度 国民健康保険税率改定

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けるため、被保険者が国保税を出し合って助け合う制度です。国保は、一会計年度を単位として収支する短期保険で、毎年度、保険給付費等歳出額に応じた国保税率を見直し、適正な税率を設定することが事業運営の基本です。

平成29年度の介護納付金が引き上げに

国保税は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で構成されています。今回の改定では、医療分と後期高齢者支援金分は収支が均衡すると見込まれるため、現行税率のまま据え置くことになりました。介護納付金分は、介護第2号被保険者数の減少で歳入不足が見込まれ、平成29年度の納付見込額(歳出額)を

で、税率の引き上げとなりました。平成29年度の国保税率は下表のとおりです。

市では、今後も安定した国民健康保険制度を維持していくため、毎年度、歳出に際して見直しを行い、適正な国保税率に改定します。国民健康保険被保険者をはじめ、市民のみなさんの理解と協力をお願いします。

問い合わせ先
国保医療課
国民健康保険係
☎(36)1363

【税率・税額改定の内容】

区分		平成28年度	平成29年度	差引
医療分	所得割 加入者全員の課税標準所得額(*)	7.5%	7.5%	-
	均等割 加入者の人数	27,300円	27,300円	-
	平等割 一世帯当たり	27,300円	27,300円	-
後期高齢者支援金分	所得割 加入者全員の課税標準所得額(*)	2.4%	2.4%	-
	均等割 加入者の人数	8,400円	8,400円	-
	平等割 一世帯当たり	8,400円	8,400円	-
介護納付金分	所得割 加入者全員の課税標準所得額(*)	2.5%	2.8%	0.3%
	均等割 加入者の人数	15,500円	15,800円	300円

(*) 課税標準所得額=前年の総所得金額等-基礎控除額(1人当たり最大33万円)

国保税 Q&A

Q1 国保税率はどのようにして決まるのですか?
A1 毎年度、医療費、後期高齢者支援金や介護納付金などの歳出額を見込み、国保市などからの補助金を除いた金額を国保税でまかなう必要があります。そのため、前年度より必要な国保税額が増加すれば引き上げることになり、減少すれば引き下げることにも可能になります。被保険者が負担する国保税は、世帯の加入者の所得や人数で決まります

Q2 国保税は何に使われていますか?
A2 国保税は、加入者の保険給付費(医療費)、後期高齢者支援金、介護納付金などの支払いに使われています。運営のための事務費(郵送代や人件費など)には、一切使われていません

Q3 平成29年度の私の世帯の国保税はいくらになりますか?
A3

- ①市ホームページに試算できるページがあります
- ▽市HP <http://www.city.munakata.lg.jp/> → 「健康・保険・福祉・子育て」 → 「年金・医療・介護」 → 「国民健康保険」 → 「国保税」 → 「あなたの世帯の国保税を計算してみましょう(平成29年度版)」
- ②平成28年中の収入が分かる物(源泉徴収票、確定申告の控えなど)を準備して、国保医療課に問い合わせを
- *土・日曜日、祝日を除く午前8:30~17:00に、窓口(本館1階6番)でも受付可

税金に関する通知書・証明書

平成29年度「市民税・県民税納税通知書」を発送

【対象・送付時期】

- 給与特別徴収(給与天引き)の人 = 5月12日ごろに勤務先へ発送済み
 - 年金特別徴収(年金天引き)、普通徴収(納付書、口座振替)の人 = 6月5日(月)ごろに本人へ発送予定
- 税額は、確定申告書や市県民税申告書、給与や年金などの支払者から提出される支払報告書などをもとに、前年の1月1日から12月31日までの所得金額と所得控除金額から

計算されます。

納税通知書が届いたら、記載されている所得金額、所得控除金額を確認してください。記載されていない所得や所得控除がある場合は、市県民税の申告か税務署で確定申告をする必要があります。

*宗像市管轄の税務署は、香椎税務署 ☎092(661)1031です

■問い合わせ先
税務課市民税係 ☎(36)7350

平成29年度「市民税・県民税に関する証明書」

【6月6日(火)から発行開始します】

【発行場所】

- 税務課9番窓口(本館1階)
- 自動交付機(市役所入口、サンリブくりえいと宗像内)

【対象】

- 上記の納税通知書が届いた人
- 平成29年1月1日に本市に在住で、次のいずれかに該当する人

- ▽平成28年分確定申告をした人
- ▽平成29年度市県民税申告をした人
- ▽証明書発行のために簡易申告をする人(税務課9番窓口で手続きします)

■問い合わせ先
税務課固定資産税係
☎(36)7351

自動交付機の休止

【6月5日(月)は自動交付機が終日使用できません】

市役所とサンリブくりえいと宗像に設置している自動交付機は、機器保守点検作業のため利用できません。6月5日(月)に証明書の交付が必要な場合は、市役所の開庁時間内に税務課か市民課(いずれも本館

1階)で手続きをしてください。

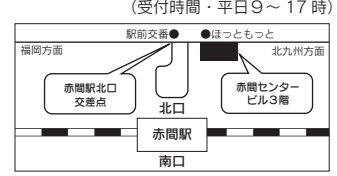
■問い合わせ先
▽税務課固定資産税係
☎(36)7351
▽市民課市民係 ☎(36)1126

弁護士法人奔流 法律事務所宗像オフィス

◇初回相談(予約制・1時間)無料◇ 相談予約 ☎0940(34)1110 (受付時間・平日9~17時)

当事務所では、男女2名の弁護士が、一般民事、家事(相続・離婚等)、交通事故、医療事故、建築紛争、労働、行政、刑事弁護、犯罪被害、成年後見、遺言、債務整理、過払金回収、その他、あらゆる法律問題に対応いたします。

宗像市赤間駅前1丁目4番7号
赤間センタービル3階(JR赤間駅北口)
所属弁護士 小出真実・高本稔久(福岡県弁護士会所属)



<5月・6月の休日相談実施日>

5月27日(土)13~16時・6月10日(土)10~13時(各3名様まで、要予約)
平日に時間が取れない方、ぜひ、ご利用ください。各相談日の前日までに御予約をお願いします。
年度末、年度初めは相談が混み合いますので、お早めの御予約をお勧めします。
なお、上記日時に限らず、平日の相談は、随時お受けしております。

電気自由化が始まりました。IH+ エコキュート

オール電化

商品代 300,000円 + 工事費 70,000円 = 370,000円(税別)
※IH+エコキュートセットの場合、工事費は150,000円(税別)です。



販売しすぎて、九州電力様・Panasonic様より表彰されました。
○工事費も安い!! ○他メーカーも価格自信あり。
○御見積り無料! 必ず期待にお応えします。
まずは、お気軽にお問い合わせ下さい。

電気工事と水廻りの事なら電太郎
福岡知事登録201039号

(株)電太郎

☎0120-315-194
☎093-293-5755

【住所】福岡県遠賀郡遠賀町鬼津417番地
【営業時間】9:00~21:00 年中無休
【ローン取り扱い】2.85%~

電太郎4つの約束
アフター抜群 商品は最新型
工事は丁寧 補償も長い